

第24回期 第32回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和5年2月15日(水) 午後1時25分から午後2時50分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 善一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		小針 弘之
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		白川 清一
同 (小貫・太田輪)		近藤 近
同 (山白石)		生田目重好
同 (同)		鈴木 輝雄
同 (染)		岡部 多重

4 欠席委員(委員2人・推進委員1人)

委 員 8番 鈴木 勝志

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の計画に対する決定について

2件

議案第61号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について

1件

議案第62号 令和5年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 生田目 源寿
 主 事 小松 将広

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。
	それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	<p>只今から第32回浅川町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>春が近づいて来ているのかなと思うと、また雪が降り、朝夕には氷点下と寒い冬に逆戻りと繰り返している今日この頃、体調には十分気を付けていただきたいと思います。各地で梅が開花という便りに、春よ来いと言いたい日が続いております。コロナウイルス感染症も第5類となるようで、インフルエンザと同じようになるということ、落ち込んだ経済を回すこと、世の中が動かないと駄目だ、という思いが必要であるということが広がっています。マスクの着用も緩和されてくるようで、自己責任において感染しないよう注意しなければならないと思います。委員活動においてはマスクを着用し、十分気を付けて活動していただきたいと思います。研修旅行も間近です。風邪など引かぬよう体調を万全にしていきたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は4件です。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、あいさつといたします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中9名です。8番、鈴木勝志委員から欠席の旨の通告がありましたので、報告いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第32回浅川町農業委員会総会は成立しました。</p> <p>なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、5番、佐川健二委員、6番、小室勝弘委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	【議案朗読】

会 長	議案第59号①について、浅川・滝輪地区推進委員の石塚隆晴委員の調査報告及び意見を求めます。
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪地区担当の推進委員、石塚です。</p> <p>議案第59号、農地法第3条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。12日、午前2時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲渡人、譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。</p> <p>申請の理由は、*****さんが水稻の耕作をやめたいので、同じ**地内の*****さんに農地を売買したいということです。また、***は町農業認定者であり、水稻及び畜産もやっております。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。*****さんについては、平成30年4月に農業経営改善計画の認定を受け、町の認定農業者となっております。水稻及び肉牛を主としており、今回売買する農地については、水稻として利用するとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第59号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第59号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第59号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第60号、農業経営基盤強化促進法第18条の議案に移りますが、その前に議案第60号の①、②はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第60号①、②は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第60号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の**さんは***の方であり、***の****を務めている方になります。今回の申請地は**地区と***の境にあり、被設定人宅から500m以内と、耕作しやすい場所に存在します。</p> <p>被設定人の***での経営状況ですが、耕作証明書を確認しますと約2ha程の農地を耕作しております。また、経営状況については、父と妻との3人で従事しており、保有する農機具類も十分なことから農業に従事するのに問題ないかと思われまます。</p> <p>以上のことを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。 2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。 <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われまます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画に対して、東大畑・滝輪地区推進委員の白川清一委員の意見を求めます。</p>
<p>白川委員</p>	<p>はい。東大畑・畑田地区推進委員の白川清一です。</p> <p>只今、事務局から説明がありましたけども、今回、利用権設定を受ける**につきまして、報告したいと思ひます。事務局長からも説明があつた通り、***、****ということで兼業農家となります。実際の耕作面積は1.3haということで、田植え等は自ら行ひ、乾燥・するすだけをお願いしているとのことでした。また、設定人との関係につきましても近所であり付き合いもあるとのことでした。事務局からの説明の通り、今回集積計画は問題ないと考えまます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第60号①、②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第60号、農業経営基盤強化促進法第18条①、②について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第60号、農業経営基盤強化促進法第18条①、②については決定いたします。</p> <p>次に、議案第61号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>説明いたします。今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、ご覧いただきたいと思っております。1枚目をご覧ください。****さんは水稲による経営規模拡大を図り、農業経営で所得の安定を図る目的で申請書が出されています。</p> <p>営農類型は稲作です。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得300万円、年間労働時間は従事者1人当たり1,800時間であり、2枚目中段の③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより1枚目下段から2枚目上段の②の(1)から(3)までを実現し、目標へ到達する計画です。浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報の関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>本申請人は福貴作地区の方となりますが、福貴作地区推進委員、我妻秀雄委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
<p>我妻委員</p>	<p>はい。里白石・福貴作地区推進委員の我妻秀雄です。只今の案件につきまして意見を申し上げます。</p> <p>申請人、****さんは、現在、水田約3haを経営しており、農業の知識・経験も豊富な方であります。さらなる水田の規模拡大に積極的に取り組み、農業収入の安定を目指したいとのことで、当地区におきましても価値あることだと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第61号①の認定について、意義なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第61号、農業経営改善計画の認定に係る意見①については異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次に、同じく議案第61号、農業経営改善計画の認定②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>説明いたします。内容は、先ほどの議案同様に農業経営改善計画書の認定にあたり意見を求められているものです。</p> <p>申請人である****さんにつきましては、平成30年2月21日に青年等就農計画の認定を受け、新規就農者として5年間農業経営を行ってきました。今回の申請は新規就農者の要件である農業経営開始から5年を経過することから、認定農業者の認定を受けるため提出されたものになります。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、ご覧いただきたいと思っております。1枚目をご覧ください。****さんは主に、ブロッコリー、ゴーヤによる経営規模拡大を図り、農業経営で所得の安定を図る目的で申請書が出されています。</p> <p>営農類型は露地野菜です。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得492万円、年間労働時間は従事者1人当たり1,850時間であり、2枚目中段の③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより1枚目下段から2枚目上段の②の(1)から(3)までを実現し、目標へ到達する計画です。浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>本申請人は小貫地区の方となりますが、小貫・太田輪地区推進委員、近藤近委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>集落農業の担い手が増え、当地区におきましても価値あることだと思っておりますので、特に異議はありません。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第61号②の認定について、意義なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>

<p>会 長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第61号、農業経営改善計画の認定に係る意見②については異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第62号、令和5年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p> <p>農業委員会では、農地法第52条において農地の賃貸借の賃借料に関する情報を収集、整理、分析し、情報を提供することとされていることから、毎年2月の総会において農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料について決定し、農事組合長をとおして資料を配布しておりました。本日は令和5年度の参考資料を決定するため議案として提出したところでございます。</p> <p>参考としまして、令和4年度の浅川町における農作業労働賃金・農地賃借料参考資料や実際の貸し借り料金及び近隣町村との比較表を議案書に添付し送付させていただいております。</p> <p>中身の説明ですが、比較表は石川管内の町村および浅川町に隣接する昨年度の数値となります</p> <p>実際の賃借料情報や比較表から他町村との差が大きい部分についてなど、農業委員、推進委員の皆様で5年度の参考資料の内容についてご検討いただき、決定していただきますようお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは時間もかかりますので暫時休議をして、これを検討していただき、後ほど採決したいと思います。</p> <p>(休議 2時00分)</p> <p>(再開 2時50分)</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは再開いたします。</p> <p>議案第62号について、事務局より金額を報告します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和5年度農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料としての金額をと申し上げます。</p> <p>まず、1農作業労働賃金について、(1)臨時雇作業、一般作業7,000円、田植7,000円、稲刈7,000円、除草7,000円、オペレータ料金8,000円。(2)請負作業、マニアスプレッダーが堆肥代別途10a当たりで5,000円、新たに設定するブロードキャスターが1袋当たり300円、耕起作業でプラウ耕7,000円・ロータリー耕6,500円・スタブルカルチ6,000円、すき耕7,000円、代かき7,000円、育苗出芽500円、育苗硬化825円、機械田植6,000円、バインダー稲刈6,500円、ハーベスター7,500円、コンバイン29,000円、乾燥・調整1,200円、粃すり650円で乾燥・調整及び粃すりが玄米60kgでくず米含</p>

<p>会 長</p>	<p>む、機械あぜぬり 1 m 当たり 5 0 円、新たに設定するあぜきり（トラクター）1 m 当たり 3 0 円。</p> <p>次に、2 農地賃借料について、田の上田 8, 0 0 0 円、中田 6, 0 0 0 円。畑の資料畑 4, 0 0 0 円、普通畑は定めない。以上です。</p> <p>議案第 6 2 号について、ただいま事務局より報告があった金額のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 6 2 号、令和 5 年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料について決定といたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p> <p>1 点目、次回総会 3 月 1 6 日（木）午後 1 時 3 0 分予定。</p> <p>2 点目、本日、第 2 回関連団体との連携会議を引き続き行いますので出席願います。</p> <p>3 点目、活動記録簿 1 月分を総会終了後に事務局まで提出をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、以上を持ちまして第 3 2 回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 ⑩

同 議事録署名委員 ⑩

同 議事録署名委員 ⑩